

10 インフラ施設に対する取組み方策

10.1 道路、橋りょう

(1) 施設概要と課題等

本市道の総延長は、平成 26 年 4 月 1 日現在で、1,201,597mです。

本市が管理する道路橋の全橋りょうは 782 橋あり、このうち規模の大きい橋長 15m以上の橋りょうは 163 橋あります。橋りょうの総延長は 9,606mです。

(2) 取組み方策の選定

本市の道路行政は、市民生活に密着した生活道路を中心に、地域間の交流や一体感の醸成を図る道路ネットワークの整備を行うとともに、国・県道等の幹線道路と地域内道路網を有機的に結ぶ道路整備や安心安全な道路環境を図ることを基本として整備します。

道路については、現在、舗装点検を実施中であり、点検後に長寿命化修繕計画の策定を検討します。また、橋りょうについては、平成 26 年度に橋長 2m以上の 782 橋を対象に長寿命化修繕計画を策定しました。これらの多くは、高度経済成長期を中心に造られ、建設後 50 年経過したものが全体の 28%となっており、20 年後には 76%に急増します。今後、一斉に架け替え時期を迎えることが予測されるため、計画的かつ予防的な修繕を行うこととし、橋りょうの寿命を概ね建設後 100 年間とすることを目標としています。

【既に決定している計画等】

- ・橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年度）

10.2 上下水道施設

(1) 施設概要と課題等

公衆衛生の向上や生活環境の改善等を目的として、本市では水道施設（上水道施設、地方公営企業法適用の簡易水道施設、地方公営企業法非適用の簡易水道施設）と、下水道施設（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設）を設置しています。このうち、管渠等を除いた、管理棟を有する施設である上水道施設（浄水場）4 箇所、簡易水道施設（浄水場）2 箇所、下水道施設（浄化センター）5 箇所、農業集落排水施設 4 箇所を施設分類別の検討対象として記載しています。

表 10-1 施設一覧表(上下水道施設)

No.	施設名	所在 地区	建築 年次	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
1	一の井手浄水場	岐山	1976	借地 70,598	554
2	大迫田浄水場	桜木	1966	借地 19,852	1,096
3	菊川浄水場	菊川	1981	27,281(借地有)	2,382
4	楠本浄水場	富田西	2000	12,781(借地有)	1,938
5	長穂浄水場	長穂	1999	3,687	198
6	米光浄水場	和田	1996	429	77
7	高瀬地区農業集落排水施設	和田	1999	1,170	103
8	新南陽浄化センター	富田西	1979	57,663	11,306
9	鹿野浄化センター	鹿野	1999	8,198	522
10	須々万市地区農業集落排水施設	須々万	1988	2,738	138
11	須々万中央地区農業集落排水施設	須々万	2000	9,472	1,980
12	八代地区農業集落排水施設	八代	2005	3,565	263
13	徳山中央浄化センター	徳山	1978	24,796	3,490
14	徳山東部浄化センター	櫛浜	1996	140,148	6,191
15	新南陽北部浄化センター	和田	1996	3,423	473

(2) 取組み方策の選定

【サービス提供の方向性】

上下水道事業は、市民の日常生活に必要不可欠なインフラであるため、今後もサービス提供を維持します。上水道及び簡易水道施設は、運営が水道料金で賄われているため、管理コストの削減を図りながら計画的に維持管理を行います。下水道事業については、「雨水公費、汚水私費」の原則に基づきながら、運営を行います。

将来の需要の動向を踏まえながら、経費節減などの経営努力に加えて、受益者負担の見直しについても検討します。

【建物の方向性】

水道施設は現在作成中の整備基本計画に沿って、施設の老朽化や耐震化に対応するとともに、一の井手浄水場については浄水処理を中止し菊川浄水場から送水するなどの施設統合により効率化を図ります。

下水道施設は長寿命化計画に沿って施設の老朽化について取り組むとともに、施設の耐震化についても計画的に取り組めます。また、流入水量の増加や老朽化が進む須々万地区の 2 つの農業集落排水施設を統合し、機能強化を図ります。

【既に決定している計画等】

- ・なし

10.3 上下水道管渠

(1) 施設概要と課題等

上水道事業の平成 26 年 4 月 1 日の給水区域内の普及率は 98.7%で、上水道管渠の総延長は、597,174mです。(導水管 8,096m、送水管 5,170m、配水管が 583,908m)

徳山、新南陽地区簡易水道事業(地方公営企業法適用)における平成 26 年 4 月 1 日の給水区域内の普及率は 74.7%で、管渠の総延長は、74,183mです。(導水管 3,459m、送水管 6,837m、配水管 63,887m)

熊毛、鹿野地区簡易水道事業(地方公営企業法非適用)における平成 26 年 4 月 1 日の給水区域内の普及率は 98.5%で、管渠の総延長は、145,893mです。(導水管 4,647m、送水管 14,284m、配水管 126,962m)

平成 26 年 4 月 1 日の下水道普及率は、公共下水道 3 処理区、特定環境保全公共下水道 2 処理区、流域関連公共下水道 1 処理区で 85.7%です。このほか、下水道類似施設として、処理場を有する農業集落排水施設が 4 箇所、処理場を有さない漁業集落排水施設が 1 箇所あります。

下水道管渠の総延長は、平成 26 年 4 月 1 日現在で、849,628mで、このうち集落排水事業にかかる管渠は 77,446mです。

(2) 取組み方策の選定

【サービス提供の方向性】【建物の方向性】

上水道事業については、今後も、継続して安全な水を安定的に供給できるよう、現在作成中の整備基本計画に沿って、施設の老朽化や耐震化に対応していきます。

下水道施設については、長寿命化計画を策定しており、この計画に沿って施設の老朽化対応や耐震化を図ります。

熊毛地区簡易水道事業では、簡易水道事業統合計画に基づき水道施設を整備します。鹿野地区簡易水道事業では、計画的に老朽管の更新を行います。

【既に決定している計画等】

- ・長寿命化計画(下水道施設)
- ・簡易水道事業統合計画(熊毛、鹿野地区簡易水道事業)

10.4 漁港施設

(1) 施設概要と課題等

漁港は「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」とされ、漁港施設とは、外郭施設（防波堤・水門・護岸等）、係留施設（岸壁・物揚場・棧橋・船揚場等）、輸送施設（道路等）などで、漁港の区域内にあるものをいいます。

本市には、市が管理する4漁港（大津島漁港、杓・大島漁港、戸田漁港、福川漁港）のほか、市内には山口県等が管理する漁港もあります。

(2) 取組み方策の選定

【サービス提供の方向性】【建物の方向性】

本市の漁港施設は、昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、計画的に施設の老朽化対応を行います。

老朽化対策の実施にあたっては、長寿命化計画を策定し、安全性や利用性を確保しつつ、計画的な施設の延命化を図ります。

【既に決定している計画等】

- ・漁港維持補修計画（大津島、杓・大島漁港）

10.5 河川

(1) 施設概要と課題等

本市が認定している河川（準用河川）は、平成26年4月1日現在で73河川あり、総延長は142.381kmです。

この他、市内を流域とする河川の水系には、1級河川（佐波川）、2級河川（西光寺川、東川、富田川、夜市川、錦川、島田川、末武川）があります。

(2) 取組み方策の選定

【サービス提供の方向性】【建物の方向性】

関係部署との連携を図りながら、準用河川や排水路の整備と維持管理を行い、計画的な雨水・浸水対策を促進します。

【既に決定している計画等】

- ・なし